

## 小規模企業共済法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第八八号)

### 一、提案理由(平成一五年五月二日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(平沼赳夫君)

……………(略)……………

引き続きまして、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済法は、小規模企業の個人事業主や役員が事業の廃止、役員のリ任等の事態に備えるための小規模企業共済制度を定めているものであり、経営基盤が脆弱で経営環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者にとって、廃業時、リ任時に生活安定資金や事業再建資金を支給する本制度の果たす役割はますます大きくなってきております。昭和四十年の制度創設以来普及も進み、今日では在籍者数が約百三十五万人、運用資産額も約七兆六千億円に上っておりますが、金利水準の低下や株値の低迷等により、資産運用の利回りが低下するなど制度を取り巻く資産運用環境が近年厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、本制度の長期的な安定を確保するため、共済金額の見直し等を行う必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額等について、政令で定めることとしております。

第二に、小規模企業共済制度をより安全で効率的に運用するため、その任に当たる中小企業総合事業団の役員に対し、忠実に職務を遂行する義務を新設するなど、運用責任の明確化を図ることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

### 二、参議院経済産業委員長報告(平成一五年五月二八日)

田浦直君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、資産運用環境の変化に即応できるよう共済金額等を政令で定めるように改めるとともに、運用責任者に対して忠実な職務の遂行義務を課す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、質疑を行うとともに、

下請代金法改正案については参考人から意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、下請代金法の適用対象業種拡大に対する考え方、親事業者と下請事業者を画する資本金基準細分化の必要性、下請中小企業振興対策の在り方、共済資産の運用改善に対する取組等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、討論に入り、日本共産党を代表して緒方委員より小規模企業共済法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

……………（略）……………

次に、小規模企業共済法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月二七日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 小規模企業共済制度が小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を担っていることにかんがみ、その資産運用等制度運営に係る厳格な責任を明確化するとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。
- 二 加入者が共済制度の運営状況を的確に把握できるよう、徹底した情報公開を進めること。また、新たな共済契約者の勧誘においては、予定利率の変遷や法改正に伴い予定利率が政令に委ねられていることなどを十分説明するとともに、予定利率変更の可能性があることを周知徹底すること。
- 三 小規模企業共済制度の運営に当たっては、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 四 中小企業総合事業団における小規模企業共済制度の運用に当たっては、同事業団の独立行政法人化関連法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、その適正な執行に努めること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年六月一二日）

村田吉隆君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、共済金額及び解約手当金額の算定方法について見直しを図る等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る五月三十日、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に関し、福田内閣官房長官及び参議院における修正部分を修正案の提出者木俣佳

丈君から、また、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案に関し、平沼経済産業大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、昨日、各改正案の質疑を終了いたしました。

質疑終局後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行った結果、全会一致をもって、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。